

令和 4 年11月28日開会

令和 4 年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

（その2）

目 次

第 2 号	令和4年度徳島県一般会計補正予算（第9号）	1頁
第 3 号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	5
第 4 号	徳島県税条例の一部改正について	7
第 5 号	徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正について	9
第 6 号	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正 について	11
第 7 号	国民健康保険法施行条例の一部改正について	13
第 8 号	徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	15
第 9 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	17
第 10 号	個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	19
第 11 号	由岐大西線緊急地方道路整備工事色面トンネルの請負契約の変更請負契約について	25
第 12 号	一般国道438号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約について	27
第 13 号	日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約について	29
第 14 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の変更について	31
第 15 号	当せん金付証券の発売について	35
第 16 号	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理者の指定について	37
第 17 号	徳島県青少年センターの指定管理者の指定について	39
第 18 号	徳島県立埋蔵文化財総合センターの指定管理者の指定について	41
第 19 号	徳島県立総合福祉センターの指定管理者の指定について	43
第 20 号	徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理者の指定について	45
第 21 号	徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理者の指定について	47

第 22 号	徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について	49頁
第 23 号	徳島県立美馬野外交流の郷の指定管理者の指定について	51
第 24 号	徳島県立出島野鳥公園の指定管理者の指定について	53
第 25 号	徳島県立神山森林公園の指定管理者の指定について	55
第 26 号	徳島県立高丸山千年の森の指定管理者の指定について	57
第 27 号	徳島県富田浜第一駐車場等の指定管理者の指定について	59
第 28 号	新浜町団地県営住宅の指定管理者の指定について	61
第 29 号	徳島県藍場町地下駐車場等の指定管理者の指定について	63
第 30 号	県道の廃止について	65
報告第 1 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について	67
報告第 2 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	69
報告第 3 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	71
報告第 4 号	損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	73
報告第 5 号	損害賠償（遺失物返還に係る物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	75
報告第 6 号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	77
補正予算説明		
1	令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）説明書	81
(1)	歳入歳出補正予算（第 9 号）事項別明細書	81
1	総 括	81
2	歳 入	85
3	歳 出	91
(2)	補正予算（第 9 号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	97

第 2 号

令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度徳島県一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,759,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ563,329,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		102,713,005	4,834,575	107,547,580
	1 国 庫 負 担 金	31,240,009	386,741	31,626,750
	2 国 庫 補 助 金	70,150,644	4,447,834	74,598,478
12 繰 入 金		86,215,998	640,112	86,856,110
	2 基 金 繰 入 金	21,550,563	640,112	22,190,675
13 繰 越 金		14,948,446	284,831	15,233,277

	1 繰越金	14,948,446	284,831	15,233,277
歳入	合計	557,569,520	5,759,518	563,329,038

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 38,753,968	千円 15,400	千円 38,769,368
	2 企画費	7,812,084	15,400	7,827,484
3 民生費		70,640,129	1,768,118	72,408,247
	1 社会福祉費	51,882,510	1,768,118	53,650,628
4 衛生費		56,470,059	3,976,000	60,446,059
	2 環境衛生費	3,759,202	20,000	3,779,202
	4 医薬費	29,267,102	3,956,000	33,223,102
歳出	合計	557,569,520	5,759,518	563,329,038

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の管理運営協定	自 令和5年度 至 令和9年度	105,765千円

徳島県青少年センターの管理運営協定	自 至 令 和 和 5 和 9 年 度 年 度	284,715千円
徳島県立埋蔵文化財総合センターの管理運営協定	自 至 令 和 和 5 和 9 年 度 年 度	74,496千円
徳島県立総合福祉センターの管理運営協定	自 至 令 和 和 5 和 9 年 度 年 度	159,485千円
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の管理運営協定	自 至 令 和 和 5 和 9 年 度 年 度	658,645千円
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の管理運営協定	自 至 令 和 和 5 和 9 年 度 年 度	279,125千円
徳島県立美馬野外交流の郷の管理運営協定	自 至 令 和 和 5 和 9 年 度 年 度	73,750千円
徳島県立出島野鳥公園の管理運営協定	自 至 令 和 和 5 和 9 年 度 年 度	28,005千円
徳島県立高丸山千年の森の管理運営協定	自 至 令 和 和 5 和 9 年 度 年 度	92,400千円
徳島県立神山森林公園の管理運営協定	自 至 令 和 和 5 和 9 年 度 年 度	363,000千円

第三号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月二十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「」が十八日」を「第十条第二項において「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。）に改める。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務時間を割り振らないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の第二条第二項及び第十条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同

日前の期間における当該勤続期間の計算については、なお従前の例による。

3 改正後の第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例(令和元年徳島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第三項中「新条例第二条第二項」を「職員の退職手当に関する条例第二条第二項」に、「新条例」を「同条例」に、「新条例第三条」を「同条例第三条」に改める。

附則第四項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

提案理由

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、退職の日後に事業を開始した職員等に係る失業者の退職手当の支給期間の特例を設けるとともに、国家公務員について非常勤職員に国家公務員退職手当法を適用する場合等の勤務日数の要件が緩和されたことに鑑み、本県の退職手当制度においても同様の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月二十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一項中「令和五年度」を「令和十年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西の開催が再度延期されたことに伴い、公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西組織委員会に対する寄附金を個人の県民税の所得割の寄附金税額控除の対象とする期間を再度延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正について

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月二十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「二千元」の下に「（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四千元）」を加え、同表の十一の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第一の九の項の規定は、この条例の施行の日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）による改正後の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合には、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に申請がされている一般旅券の査証欄の増補に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

旅券法及び旅券法施行令の一部が改正されたことに伴い、未交付のまま失効した一般旅券の発給に係る申請をした者が当該失効の日から五年以内に最初に一

一般旅券の発給を申請する場合における手数料を定めるとともに、一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月二十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」を「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

国民健康保険法施行条例の一部改正について

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月二十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第九条第六項第二号」を「第九条第六項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（一般納付金被保険者数等割合）

第十一条の二 算定政令第九条第一項第三号口の一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第七項第二号に掲げる数とする。

第十二条の見出し中「一般納付金所得割指数及び」を削り、同条中「第九条第六項第二号イ(2)の一般納付金所得割指数及び同条第七項第二号イ(2)」を「第九条第七項第二号イ(2)」に改め、「、それぞれ」を削る。

第十四条中「第十条第四項第二号」を「第十条第四項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第十四条の二 算定政令第十条第一項第二号口の後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第二号に掲げる数とする。

第十五条の見出し中「後期高齢者支援金等納付金所得割指数及び」を削り、同条中「第十条第四項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得割指数及び同条第五項第二号イ(2)」を「第十条第五項第二号イ(2)」に改め、「、それぞれ」を削る。

第十七条中「同条第四項第二号」を「同条第四項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第十七条の二 算定政令第十一条第一項第二号口の介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第二号に掲げる数とする

る。

第十八条の見出し中「介護納付金納付金所得割指数及び」を削り、同条中「第十一条第四項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得割指数及び同条第五項第二号イ(2)」を「第十一条第五項第二号イ(2)」に改め、「それぞれ」を削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県国民健康保険運営方針に基づく国民健康保険事業費納付金の算定方法の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月二十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（施設等の利用）」に改め、同条第一項中「（以下「多目的ホール」という。）」を削り、同条第二項中「（以下「在職者訓練棟」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 知事は、徳島県立西部テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟及び規則で定める設備を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができる。

第四条中「多目的ホール又は在職者訓練棟」を「徳島県立中央テクノスクールの多目的ホール若しくは在職者訓練棟又は徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟若しくは規則で定める設備（以下「多目的ホール等」という。）」に改める。

第五条第三号中「販売」を「営利」に改め、同条第四号中「徳島県立中央テクノスクール」の下に「又は徳島県立西部テクノスクール」を加える。

第六条第一項中「多目的ホール若しくは在職者訓練棟」を「多目的ホール等」に改める。

第八条中「利用の許可を受けた者は、多目的ホール又は在職者訓練棟の施設」を「職業能力開発校の施設、設備」に、「亡失したとき」を「亡失した者」に改める。

別表の表の部分を次のように改める。

区	分	単 位		金 額
		午前	午後	
徳島県立中央テクノスクール	多目的ホール	一一、一八〇円	一四、九一〇円	

徳島県立西部テクノスクール	在職者訓練棟	午前	六二〇円
	在職者訓練棟	午後	八三〇円
規則で定める設備	午前又は午後	午後	三七〇円
	規則で定める額	四九〇円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本県西部における在職者の技能習得の支援拠点として新たに徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟を事業主等の利用に供するため、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月二十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の五の項の1のイ中「人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分」に改め、同一の口中「建築物又は」を削り、同表の備考中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とする。

別表第二の一の項中「第十号」を「第六号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）附則第二項に規定する変更の認定の申請（低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十七号）附則第二項に規定する変更の認定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部が改正され、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の単位の一部が廃止されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和四年十一月二十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

二 個人情報取扱事務 実施機関が所掌する事務であつて、当該事務を執行する上で個人情報の収集、利用、提供、管理、廃棄又は消去を伴うものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第三条 実施機関は、個人情報取扱事務であつて、氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を検索することができる状態で記録された個人情報を使用するものを開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報取扱事務の名称

二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

- 三 個人情報取扱事務の目的
 - 四 個人情報の対象者の範囲
 - 五 個人情報の記録項目
 - 六 個人情報の収集先
 - 七 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
 - 2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
 - 3 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
 - 4 前三項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
 - 一 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
 - 二 犯罪の捜査又は公訴の維持に関する個人情報取扱事務
 - 三 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務
 - 5 第一項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、同項第五号、第六号若しくは第七号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に登録せず、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。
(開示請求書等の記載事項)
- 第四条** 開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書には、それぞれ法第七十七条第一項各号、第九十一条第一項各号及び第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。
- (口頭による開示手続)
- 第五条** 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)について、当該保有個人情報の本人は、口頭により当該保有個人情報の開示を求めることができる。
- 2 前項の規定により開示を求めようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示の求めに係る保有個人情報の本人であることを示さなければならない。
 - 3 実施機関は、第一項の規定により開示の求めがあったときは、直ちに当該保有個人情報を開示するものとする。この場合において、当該保有個人情報の開示は、実施機関が定める方法により行うものとする。

（開示請求に係る手数料等）

第六条 法第八十九条第二項の規定による手数料の額は、無料とする。

2 開示請求及び前条第一項の規定による開示の求めに係る保有個人情報記録された公文書（徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）第二条第二項に規定する公文書をいう。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（諮問手続）

第七条 法第五十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第八条 法第一百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第一百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第一百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第一百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第一百十五条（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3 前二項の手数料（次項において単に「手数料」という。）の納付の時期及び方法については、実施機関が別に定める。

4 既納の手数料は、還付しない。

（審議会等への諮問）

第九条 実施機関は、法第三章第三節の施策を講ずる場合、法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合、実施機関における個人情報取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第十条 知事は、毎年一回、実施機関における法の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
(徳島県個人情報保護条例の廃止)
- 2 徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)は、廃止する。
(徳島県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める旧個人情報(前項の規定による廃止前の徳島県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第二条第二号に規定する個人情報)をいう。以下同じ。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - 一 前項の規定の施行の際現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(同条第五号に規定する職員をいう。以下同じ。)である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
その職務上知り得た旧個人情報
 - 二 前項の規定の施行前において、旧実施機関から旧条例第二条第六号に規定する個人情報取扱事務の委託を受けたものが受託した業務又は指定管理者に係る公の施設の管理業務を行う場合において、当該業務に従事していた者
その業務に関して知り得た旧個人情報
 - 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第十三条第一項、第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による請求がされた場合における旧条例第二条第五号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
 - 5 施行日前に旧条例第二十五条第一項又は第二十六条第三項の規定により開示された旧保有個人情報及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第二十五条第一項又は第二十六条第三項の規定により開示された旧保有個人情報について、施行日以後に請求がされた訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
 - 6 旧条例第五十条第七項に規定する義務については、附則第二項の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同項の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処

する。

- 一 附則第二項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- 二 附則第三項第二号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 施行日前にした行為並びに附則第四項及び第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 前三項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、旧条例の廃止に伴い必要な経過措置は、別に条例で定める。

（徳島県情報公開条例の一部改正）

12 徳島県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第八条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用い

た同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第十条中「第八条第七号」を「第八条第一号の二及び第七号」に改める。

（徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正）

13 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七

号）第六十六条第一項」に改める。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体における個人情報保護制度が同法により規律されることとなったことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

由岐大西線緊急地方道路整備工事色面トンネルの請負契約の変更請負契約について

令和4年3月9日議決を経た由岐大西線緊急地方道路整備工事色面トンネルの請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「5 契約金額 1,173,700,000円」を「5 契約金額 1,182,153,500円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

一般国道 438 号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 4 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	道路改築工事
2	路 線 名	一般国道438号
3	工 事 箇 所	名東郡佐那河内村下字一ノ瀬 一ノ瀬トンネル
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月25日まで
5	契 約 金 額	2,178,000,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	姫野組・島谷建設 道路改築工事共同企業体
		代表構成員 徳島市佐古八番町5番7号
		株式会社 姫野組
		代表取締役社長 松 本 哲
	構 成 員	徳島市富田橋7丁目17番地
		株式会社 島谷建設
		代 表 取 締 役 島 谷 速 敏

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 4 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	緊急地方道路整備工事
2	路 線 名	日和佐小野線
3	工 事 箇 所	海部郡美波町北河内～恵比須浜 恵比須浜トンネル
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和7年12月25日まで
5	契 約 金 額	2,068,000,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	大竹組・岡田組 緊急地方道路整備工事共同企業体
	代表構成員	海部郡牟岐町大字中村字本村85番地の1 株式会社 大竹組 代表取締役 戎 谷 一 平
	構 成 員	徳島市幸町1丁目47番地3 株式会社 岡田組 代表取締役社長 岡 田 英二郎

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の変更について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第3期中期目標の一部を次のように変更する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

前文の「こうした中、地方独立行政法人徳島県鳴門病院においては、「第7次徳島県保健医療計画」をはじめとする徳島県の医療行政施策を踏まえ、引き続き、本県の政策医療を担う重要な役割を果たす公的病院として、第2期中期目標期間と同様に医療水準の向上に向けた投資を積極的に行い、その機能を強化して、地域住民の医療ニーズに応じた安全で質の高い医療の提供に努めることが重要である。特に、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靱な病院経営を行うことで、医療サービスの向上を支える病院の経営基盤の更なる強化を図っていくべきである。」を次のように改める。

更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の対応における公立病院等の果たす役割の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要がある。

また、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、これまで以上に厳しい状況が見込まれることから、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けては、地域の医療機関等との機能分化と連携強化を進めていくことが重要である。

こうしたことから、地方独立行政法人徳島県鳴門病院においては、「第7次徳島県保健医療計画」をはじめとする本県の医療行政施策はもとより、総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、引き続き、本県の政策医療を担う重要な役割を果たす公的病院として、第2期中期目標期間と同様に医療水準の向上に向けた投資を積極的に行い、その機能を強化して、地域住民の医療ニーズに応じた安全で質の高い医療の提供に努めるとともに、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靱な病院経営を行うことで、医療サービスの向上を支える病院の経営基盤の更なる強化を図っていくべきである。

第2の1の(7)を次のように改める。

(7) 地域住民の健康維持への貢献

健康管理センターでの生活習慣病予防健診の拡大に取り組むとともに、地域住民の健康意識・行動を高める啓発活動や健康に有用な医療情報の公開・提

供に努めること。

第2の1の(8)を削る。

第2の2の見出し「地域医療・介護支援」を「役割・機能の最適化と連携の強化」に改める。

第2の2の(2)を削り、同2の(1)を(2)に繰り下げ、同(2)の見出し「医療・介護連携の充実」を「機能分化・連携強化」に改め、同(2)のア中「との連携強化による」を「及び介護機関との更なる連携強化を図り、」に改め、「の向上」の下に「や地域連携クリティカルパスの整備・普及」を加え、同(2)のイを次のように改め、同(2)のウを削る。

イ 地域の医療機関等との連携強化が図られているかを検証する観点から、医療機能や医療の質、連携強化等に係る適切な目標を設定すること。

第2の2の(1)として次のように加える。

(1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能

ア 地域における基幹的な公的病院として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていることを踏まえ、地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能について、明確化を図ること。

イ 地域包括ケアシステムの深化に向けた病院の果たす役割・機能の明確化を図るとともに、地域包括支援センターや関係機関との連携のもと、急性期から慢性期までの入院・外来・在宅における地域の実情に寄り添った適切な医療の提供に努めること。

第2の3を4に、4を5に繰り下げ、第2の2の次に次のように加える。

3 新興感染症等への対策

(1) 感染拡大時等に備えた平時からの取組の推進

新型コロナウイルス感染症対応において、感染拡大時の対応における公立病院等の果たす役割の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、平時から新興感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能を備えるための取組を推進すること。

(2) 感染拡大時の感染症対応及び一般医療を維持するための体制の確保

新興感染症の感染拡大時の対応においては、中核的な役割を果たすとともに、地域の医療機関等と連携の上、地域住民に対して安全かつ適切な一般医療の提供が継続できる体制の確保を図ること。

第2の5の見出し「人材の確保・養成」を「医師・看護師等の確保と働き方改革」に改め、同5の(1)を次のように改め、同5の(2)を削る。

(1) 医師・看護師等の医療従事者の確保・養成

ア 医療水準の向上を図るため、専門的な教育や研修の充実を推進し、質の高い医師の確保・養成に努めること。

イ 臨床研修病院として、他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの充実など、臨床研修医、専攻医及び地域枠医師等の確保に繋げる

若手医師のスキルアップを図るための環境整備に取り組むこと。

ウ 看護師やその他のコメディカルなど医療従事者の一層の確保に努め、各職種において職務に専念できる体制づくりを図ること。

エ 質の高い医療従事者を養成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくりや職務に関連する専門資格の取得等をサポートする仕組みづくりを推進すること。

第2の5の(1)の次に次のように加える。

(2) 医師の働き方改革への対応

令和6年度から開始される医師の時間外労働規制への対応を適切に実施していくため、医師の時間外労働の縮減を図るための取組を着実に推進すること。

第3の2の(1)を次のように改め、同2の(2)を削り、同2の(3)を(2)に繰り上げる。

(1) 良好な職場環境づくり

ア あいさつ運動などの取組を通して、職員間のコミュニケーションを図り、良好な職場環境づくりに努めること。

イ 職員の福利厚生の実施、女性職員の働き方支援やタスクシフティングなどワークライフバランスの実現に向けた取組を推進し、職員が働きやすい職場環境の整備に努めること。

第4の2の見出し「医業収支比率」を「医業収支比率及び修正医業収支比率」に改め、同2中「医業収支比率について、」を削り、「達成すること。」の下に「なお、修正医業収支比率については、地方独立行政法人法の規定に基づく設立団体からの運営費負担等の所要額の交付が行われれば、経常黒字が達成できる数値目標を定め、達成に向けた取組を推進すること。」を加える。

第4の3を4に繰り下げ、第4の2の次に次のように加える。

3 その他の経営指標

収支改善、収入確保、経費削減及び経営の安定性など、病院の経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標を定め、達成すること。

第4の4の見出し「収益の改善」を「目標達成に向けた取組等」に改め、同4の(2)の次に次のように加える。

(3) 収益改善策等の具体的な実施時期

収入の確保及び費用の抑制のほか、数値目標を達成するために実施する各取組に関して、具体的な実施時期を明確化すること。

第4の4の次に次のように加える。

5 各年度における収支計画等

中期目標の期間の全体を通じた収支計画に加え、各年度における収支計画及び目標数値の見直しに関しても、設定すること。

第5の1の見出し「施設及び設備の整備」を「施設・設備の計画的な整備と整備費の抑制」に改め、同1中「費用対効果等」を「はもとより、病院の果たすべき役割・機能の観点から必要性や適正な規模等」に改め、「整備すること」の下に「により、財政負担の軽減や平準化に努めること」を加える。

第5の2の次に次のように加える。

3 デジタル化への対応

(1) 情報システム等を活用した取組の推進

医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化の推進を図る上で重要なマイナンバーカードの健康保険証利用や遠隔診療・オンライン診療などの各種情報システム等を活用した取組を推進すること。

(2) 情報セキュリティ対策の徹底

デジタル化の推進に当たっては、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底すること。

提案理由

地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第3期中期目標の一部を変更するに当たり、同条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により，令和5年度中において証票を次のとおり発売することができる。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 16 号

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 名東郡佐那河内村下字南林1番地17
特定非営利活動法人 大川原 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

徳島県青少年センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県青少年センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市東大工町一丁目9番1号
徳島県青少年センター共同事業体 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

徳島県立埋蔵文化財総合センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立埋蔵文化財総合センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 板野郡板野町犬伏字平山86番2
公益財団法人 徳島県埋蔵文化財センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

徳島県立総合福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立総合福祉センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市西新浜町二丁目3番78号
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター及び視聴覚障がい者支援センター） |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市西新浜町二丁目3番78号
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター） |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市一番町三丁目16番地の3
岡田企画株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬34番地 8
株式会社ネオビエント及び一般財団法人徳島県観光協会参加グループ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

徳島県立美馬野外交流の郷の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立美馬野外交流の郷 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 三好郡東みよし町中庄276番地1
四国開発土木株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

徳島県立出島野鳥公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立出島野鳥公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 阿南市那賀川町みどり台1番地の1
株式会社 コート・ベール徳島 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

徳島県立神山森林公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立神山森林公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 名西郡神山町神領字西上角39番地
徳島中央森林組合 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 26 号

徳島県立高丸山千年の森の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立高丸山千年の森 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 勝浦郡上勝町大字福原字川北30番地
一般社団法人 かみかつ里山倶楽部 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 27 号

徳島県富田浜第一駐車場等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県富田浜第一駐車場，徳島県富田浜第二駐車場及び徳島県幸町駐車場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市紺屋町24番地
株式会社 バル |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 28 号

新浜町団地県営住宅の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 新浜町団地県営住宅 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 鳴門市撫養町立岩字七枚114番地
亀井組グループ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年3月1日から令和20年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 29 号

徳島県藍場町地下駐車場等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市国府町花園59番地3
株式会社 ティビィケイ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 30 号

県道の廃止について

道路法第10条第1項の規定により，次の県道を廃止する。

令和4年11月28日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

廃止路線名	起 点	終 点	重要な経過地	備 考
新野停車場線	新野停車場	県道阿南相生線交点 (阿南市新野町)		

提案理由

県道の廃止について，道路法第10条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

報告第1号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

住 所	氏 名	県営住宅 団 地 名	入居許可年月日	請求の趣旨	請 求 の 原 因		専決処分年月日
					滞 納 金 額	滞 納 期 間	
		名 東 町	平成29年4月1日	家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い	円 1,864,260	平成30年2月1日から 平成30年3月31日まで	令和4年11月18日
				連帯保証による家賃及び損害金の支払い		平成30年6月1日から 令和4年8月19日まで	

報告第2号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬郡つるぎ町所在 1法人	円 25,000	令和4年5月18日	美馬郡つるぎ町地内	令和4年10月25日
美馬市在住 1名	205,000	令和4年6月30日	美馬市地内	令和4年10月25日
高知県高知市在住 1名	255,783	令和4年7月23日	高知県高知市地内	令和4年10月25日
徳島市在住 1名	27,674	令和4年8月5日	徳島市地内	令和4年10月25日
勝浦郡勝浦町在住 1名	400,100	令和4年7月26日	徳島市地内	令和4年10月28日
徳島市所在 1法人	172,249	令和4年8月19日	小松島市地内	令和4年10月28日
小松島市在住 1名	58,564	令和4年8月26日	徳島市地内	令和4年10月28日

海部郡海陽町在住 1名	91,410	令和4年9月7日	海部郡海陽町地内	令和4年10月28日
-------------	--------	----------	----------	------------

報告第3号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬市在住 1名	9,000 ^円	令和4年7月19日	美馬市地内 (国道193号)	令和4年10月20日
徳島市在住 1名	8,000	令和4年7月20日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和4年10月20日
大阪府和泉市所在 1法人	110,000	令和4年7月27日	阿波市地内 (国道318号)	令和4年10月20日
高知県南国市在住 1名	580,000	令和4年7月30日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年10月20日
美馬市在住 1名	136,000	令和4年8月6日	美馬市地内 (県道鳴門池田線)	令和4年10月20日
三好市在住 1名	122,000	令和4年9月1日	三好市地内 (県道西祖谷山山城線)	令和4年10月20日
名西郡神山町在住 1名	116,000	令和4年9月2日	名西郡神山町地内 (県道神山川島線)	令和4年10月20日

海部郡美波町在住 1名	11,000	令和4年9月9日	海部郡美波町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和4年10月20日
-------------	--------	----------	--------------------------	------------

報告第4号

損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

庁舎事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 265,100	令和4年9月19日	徳島市 県立徳島テクノスクール	令和4年10月28日

報告第5号

損害賠償（遺失物返還に係る物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

遺失物返還に係る物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 5,000	令和4年4月5日	徳島市地内	令和4年10月28日

報告第6号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市所在 1法人	円 7,700	令和4年8月12日	徳島市地内	令和4年10月28日

補 正 予 算 説 明 書

令和4年度徳島県一般会計補正予算（第9号）説明書

歳入歳出補正予算（第9号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	79,500,000	—	79,500,000	—
02 地方消費税清算金	32,072,000	—	32,072,000	—
03 地方譲与税	15,173,000	—	15,173,000	—
04 地方特例交付金	340,000	—	340,000	—
05 地方交付税	154,000,000	—	154,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	226,000	—	226,000	—
07 分担金及び負担金	1,818,957	—	1,818,957	—
08 使用料及び手数料	5,831,303	—	5,831,303	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	102,713,005	4,834,575	107,547,580	85
10 財産収入	786,599	—	786,599	—
11 寄附金	24,850	—	24,850	—
12 繰入金	86,215,998	640,112	86,856,110	87
13 繰越金	14,948,446	284,831	15,233,277	89
14 諸収入	17,919,362	—	17,919,362	—
15 県債	46,000,000	—	46,000,000	—
歳入合計	557,569,520	5,759,518	563,329,038	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	977,862	—	977,862					—
02 総 務 費	38,753,968	15,400	38,769,368	15,400				91
03 民 生 費	70,640,129	1,768,118	72,408,247	934,635		640,112	193,371	93
04 衛 生 費	56,470,059	3,976,000	60,446,059	3,884,540			91,460	95
05 労 働 費	5,211,037	—	5,211,037					—
06 農 林 水 産 業 費	33,570,158	—	33,570,158					—
07 商 工 費	77,630,067	—	77,630,067					—
08 土 木 費	54,344,902	—	54,344,902					—
09 警 察 費	22,123,433	—	22,123,433					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	83,610,669	—	83,610,669					—
11 災害復旧費	10,549,100	—	10,549,100					—
12 公債費	70,197,386	—	70,197,386					—
13 諸支出金	33,340,750	—	33,340,750					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 284,831	△284,831	—
歳出合計	557,569,520	5,759,518	563,329,038	4,834,575		924,943	0	—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 01 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 民生費国庫負担金	5,053,206	386,741	5,439,947	01 社会福祉費 国庫負担金	386,741	医療介護提供体制改革推進費（2/3） 386,741
計	31,240,009	386,741	31,626,750			

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 総務費国庫補助金	2,019,956	15,400	2,035,356	02 企画費 国庫補助金	15,400	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 15,400
02 民生費国庫補助金	5,517,011	547,894	6,064,905	01 社会福祉費 国庫補助金	547,894	生活福祉資金貸付費 (10/10) 547,894
03 衛生費国庫補助金	28,262,858	3,884,540	32,147,398	02 環境衛生費 国庫補助金	20,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 20,000
				04 医薬費 国庫補助金	3,864,540	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (10/10) 2,899,357 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 965,183
計	70,150,644	4,447,834	74,598,478			

（款） 12 繰 入 金

（項） 02 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 地域医療介護総合確保 基金繰入金	2,203,314	640,112	2,843,426	01 地域医療介護 総合確保基金 繰入金	640,112	
計	21,550,563	640,112	22,190,675			

(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	14,948,446	284,831	15,233,277	01 繰越金	284,831	
計	14,948,446	284,831	15,233,277			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 計画調査費	3,267,839	15,400	3,283,239	15,400				12 委 託 料	15,400	1 広域交流連携推進費 15,400
計	7,812,084	15,400	7,827,484	15,400						

（款） 03 民 生 費

（項） 01 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
01 社会福祉費 総務費	3,604,899	547,894	4,152,793	547,894				18 負担金、補助 及び交付金	547,894	1 生活福祉等対策費 生活福祉資金貸付事務費補助金 547,894
03 老人福祉費	30,672,185	640,112	31,312,297			繰入金 640,112		18 負担金、補助 及び交付金	640,112	1 老人福祉運営対策費 福祉サービス提供継続支援費補助金 640,112
07 老人福祉 施設費	1,140,622	580,112	1,720,734	386,741			193,371	24 積立金	580,112	1 老人福祉施設整備事業費 地域医療介護総合確保基金積立金 580,112
計	51,882,510	1,768,118	53,650,628	934,635		640,112	193,371			

（款） 04 衛 生 費

（項） 02 環 境 衛 生 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 環 境 衛 生 費 指 導 費	2,213,365	20,000	2,233,365	20,000				12 委 託 料	20,000	1 一般環境対策費 20,000
計	3,759,202	20,000	3,779,202	20,000						

(項) 04 医 薬 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
02 医 務 費	27,709,781	3,556,000	31,265,781	3,544,540			11,460	10 需 用 費 5,000	1 医療衛生費 3,556,000	
								11 役 務 費 50,117	緊急医療提供体制整備費補助金 549,000	
								12 委 託 料 2,432,029	旧海部病院軽症者等療養体制確保費負担金 11,460	
								13 使用料及び 賃借料 508,394	事務費 2,995,540	
								18 負担金、補助 及び交付金 560,460		
04 薬 務 費	311,682	400,000	711,682	320,000			80,000	18 負担金、補助 及び交付金 400,000	1 薬事生産指導費 ワクチン・検査パッケージ等検査促進費 補助金 400,000	
計	29,267,102	3,956,000	33,223,102	3,864,540			91,460			

補正予算（第9号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の管理運営協定	千円 105,765		千円		千円			千円	千円
				自 令和5年度 至 令和9年度	105,765			2,665	103,100
徳島県青少年センターの管理運営協定	284,715			自 令和5年度 至 令和9年度	284,715				284,715
徳島県立埋蔵文化財総合センターの管理運営協定	74,496			自 令和5年度 至 令和9年度	74,496				74,496
徳島県立総合福祉センターの管理運営協定	159,485			自 令和5年度 至 令和9年度	159,485			46,665	112,820

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の管理運営協定	千円 658,645		千円	自 令和5年度 至 令和9年度	千円 658,645	千円 88,500	千円	千円 12,500	千円 557,645
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の管理運営協定	279,125			自 令和5年度 至 令和9年度	279,125				279,125
徳島県立美馬野外交流の郷の管理運営協定	73,750			自 令和5年度 至 令和9年度	73,750			1,475	72,275
徳島県立出島野鳥公園の管理運営協定	28,005			自 令和5年度 至 令和9年度	28,005			5,415	22,590
徳島県立高丸山千年の森の管理運営協定	92,400			自 令和5年度 至 令和9年度	92,400				92,400

徳島県立神山森林公園の管理運営協定	363,000			自 令和5年度 至 令和9年度	363,000			480	362,520

